極楽部会 11 月度　　(2021.11.17)

［家族信託］（要旨）

認知症の患者数は 2025 年には 700 万人程度まで増加し、65 歳以上の 5 人に 1 人がこの問題に直面することになるのでは、と云われている。
家族信託は、自分自身や親、配偶者などが判断能力を欠くようになってしまったとき、財産を円滑に承継する仕組みで、家族に財産管理を委ね、老後の生活費や介護費用、家族への給付などに当てることを契約によって決めておくもの。これは比較的新しい制度だが、応用範囲は広く、遺言書や後見人制度を補うことができる。
家族信託は信託契約に基づいて行うもので、財産の管理を依頼する本人にとって① 当初から財産の管理状況を見守ることができ② 信頼できる家族に財産を託すことができる、など家族の意向を反映しやすい安心感が特徴。
≪参考≫これに対し既によく知られた**成年後見人制度**は---
認知症などによって判断能力が欠けている人について，申立てによって家庭裁判所が「後見開始の審判」をして，本人を援助する人を選任する制度。
成年後見人は，後見開始の審判を受けた本人に代わって契約を結んだり，本人の契約を取り消したりすることがでる。このように幅広い権限を持つため，後見人は，本人の財産全体をきちんと管理し，本人が日常生活に困らないように十分な配慮が要る。

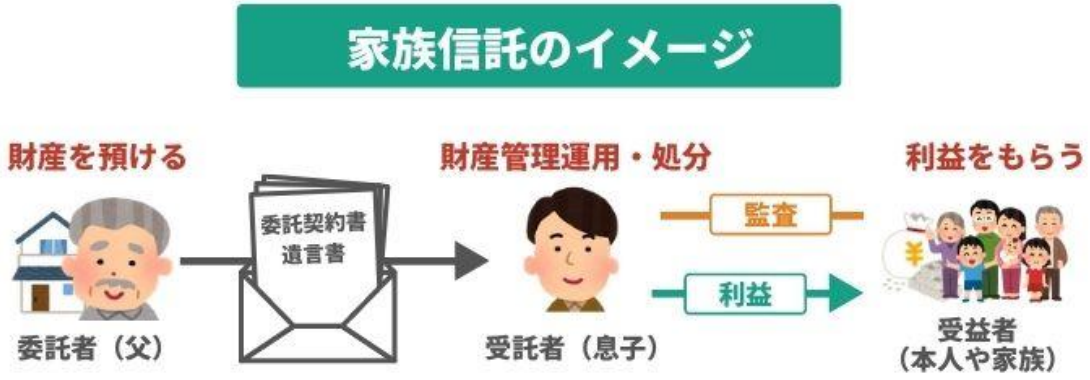

（相談サポートセンターの Web より）

家族信託の目的を最初に決める。家庭の・状況・構成・財産によって目的はさまざまになるので、家族間でしっかりと話し合い、自分たちの目的を明確にする。
どの財産を信託するのか
目的が決まったら、次は信託する財産を決める。対象にできるのは・現金・預金・株式などの有価証券・不動産など。管理や運用をまかせる財産を何にするかは家族間で納得

するまで話し合って決めること。
誰が何をいつまで担うか。期間満了後の財産をどうするか。対象になる財産を決めたら、
信託契約の内容
・誰を受託者にするか≪誰に財産の管理や運用、処分を任せるか≫
・誰を受益者にするか≪財産の運用や処分によって生じた利益を誰に与えるか≫
・受託者管理人を決めておくかどうか
・受託者が亡くなったら、どうするか
最初に決めた家族信託の目的を達成するための・具体的な方法や・将来的な財産のゆくえを詳細に決めることがポイントになる。
なお、受託者管理人は、受託者が信託契約どおりに財産を管理しているかを見張る役目を担う。「受託者ひとりに信託財産の管理を任せるのは不安」なら受託者管理人を指定しておく。もちろん、家族からの反発や不満があれば、その都度入念に話し合って、納得を得たうえで信託の内容を決めることが最善。
家族信託で受託者が管理する財産の内訳
受託者に任せる財産を、契約書上で明らかにしておく。家族信託の効力が及ぶ範囲が明確になり、委託者や受託者個人の財産との線引きができる。
家族信託の手続き
＜手続き1＞家族信託の**内容を話し合い、合意**を得る
・信託に関係する人を含んだ家族全員で話し合って、家族信託の目的を決める。最初に目的をしっかり決めておかないと、その後の手続きが迷走しかねない。
◊認知症の備えとしての家族信託なのか◊財産の行方を決めるためなのか◊障害のある子どもの生活を支えるためなのか、など目的は家庭によってさまざま。重要なことは、委託者と受託者になる予定の人だけですべてを決めてしまわないこと。
＜手続き2＞話しあって決めた**内容を契約書に盛り込む**
家族間の話し合いで決めた内容に基づいて、信託契約書を作成する。可能なかぎり具体的な表現を用いる。作成した契約書は公証役場で公正証書にする。公正証書化が必須というわけではないが、委託者の意思に基づくものであることで、トラブルを防止する。
＜手続き3＞.財産の**名義を親から子へ移す**
契約書を作成後は財産の名義を親から子へ移すが、財産の種類によって異なる。
不動産が含まれているなら、所有権を親から受託者である子に移転する信託登記を法務局に申請しなければならない。
現金や預金が信託財産なら、それらのお金を管理するための専用口座を開設し、専用口座に信託財産のお金を入金して管理していく。